

新設分割に係る事後開示書類

(会社法第811条および会社法施行規則第209条に基づく書面)

2020年4月1日

小田急電鉄株式会社

株式会社小田急SCディベロップメント

2020年4月1日

新設分割に係る事後開示書類

東京都渋谷区代々木二丁目28番12号
小田急電鉄株式会社
代表取締役 星野 晃司

東京都新宿区西新宿一丁目8番3号
株式会社小田急SCディベロップメント
代表取締役 下岡 祥彦

小田急電鉄株式会社（以下、「小田急電鉄」といいます。）は、2019年12月20日付で作成した新設分割計画書に基づき、2020年4月1日付で新設された株式会社小田急SCディベロップメント（以下「小田急SCディベロップメント」といいます。）に対し、商業施設運営事業に関する権利義務を承継させる新設分割を行いました。

つきましては、小田急電鉄および小田急SCディベロップメントは、会社法第811条および会社法施行規則第209条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1 新設分割が効力を生じた日

本新設分割は、2020年4月1日に効力を生じております。

2 分割会社における法定手続の経過

（1）新設分割の差止請求

本新設分割は、会社法第805条の規定に基づく簡易新設分割であるため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

本新設分割は、会社法第805条の規定に基づく簡易新設分割であるため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

小田急電鉄は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者保護手続

小田急電鉄は、会社法第810条の規定により、2020年1月28日付官報および電子公告をもって、本新設分割に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに異議申述をされた債権者はありませんでした。

3 分割会社が設立会社に承継させた重要な権利義務に関する事項

小田急電鉄は、2020年4月1日をもって、小田急SCディベロップメントに対し、商業施設運営事業に関するその資産その他の権利義務を承継させました。

なお、小田急電鉄が小田急SCディベロップメントに承継させた資産および負債の額（概算値）は、それぞれ金34,513百万円、25,731百万円です。

4 その他新設分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上